「コンクリートに関する指導要綱」新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
第１～第４（省略）	第１～第４（省略）
第５　工事監理及び工事施工管理	第５　工事監理及び工事施工管理
(1)　工事監理者又は工事施工者は、工事監理又は工事施工を行うに当って必要があると認めるときは、工事監理者又は工事施工者の監督のもとに、工事監理実務者又は工事施工管理実務者を置くものとする。	(1)　工事監理者又は工事施工者が、工事監理又は工事施工を行うに当って必要があると認めるときは、工事監理者又は工事施工者の監督のもとに、工事監理実務者又は工事施工管理実務者を置くものとする。
(2)　前記(1) にもとづき、工事監理実務者又は工事施工管理実務者を定めたときは、必要事項を計画書に記載するものとする。	(2)　第５(1) にもとづき、工事監理実務者又は工事施工管理実務者を定めたときには、必要事項を計画書に記載するものとする。
(3)　工事監理者又は工事監理実務者は、後記第10の知事が定める研修を受けた者でなければならない。工事施工者又は工事施工管理実務者も同様とする。ただし、特に、知事が必要でないと認める者は、この限りでない。	(3)　工事監理者及び工事監理実務者（以下「工事監理者等」という。）並びに工事施工者及び工事施工管理実務者（以下「工事施工者等」という。）は知事が定める研修を受けた者とする。ただし、特に、知事が認める者は、この限りでない。
第６　試験及び業務	第６　試験及び業務
コンクリート工事の実施に当たっては、コンクリートの品質を管理するため、別表の試験及び業務を行うものとする。	工事監理者等及び工事施工者等は、コンクリートの品質を管理するため、別表の試験及び業務を行うものとする。
第７　報告書の提出	第７　報告書の提出
工事監理者は、中間検査時及び完了検査時に、前記第６に定める試験の結果について、様式第２号によるコンク	工事監理者は、中間検査時又は完了検査時に、第６に定める試験の結果について、様式第２号によるコンクリー

リート工事監理報告書（以下「監理報告書」という。）を建築主事又は確認検査員へ提出するものとする。ただし、中間検査が不要なコンクリート工事については、完了検査時に提出すれば足りるものとする。	ト工事監理報告書（以下「監理報告書」という。）を建築主事又は確認検査員へ提出するものとする。
第８　コンクリート試験及び骨材試験の実施機関 コンクリート試験及び骨材試験の実施機関は、公益財団法人日本適合性認定協会（ＪＡＢ）が運営する試験所及び校正機関の認定・登録に係るプログラム又は独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（ＩＡＪａｐａｎ）が運営する認定プログラム〔工業標準化法試験事業者登録制度（ＪＮＬＡ）〕により、ＩＳＯ／ＩＥＣ１７０２５（ＪＩＳ　Ｑ１７０２５）「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に沿った試験事業を実施している試験所であることの認定又は登録を受けていること。	第８　コンクリート及び骨材試験の実施機関 (1)　第６に定める試験の実施機関は知事が指定する機関とする。 (2)　試験所の指定有効期間は、指定をした日から起算して２年以内とする。
第９（省略）	第９（省略）
第10　研修の実施機関 第５(3) の知事が定める研修の実施機関は、次に掲げるものとする。 (1)　公益財団法人　兵庫県住宅建築総合センター (2)　一般財団法人　日本建築総合試験所 (3)　その他知事が定める機関	第10　研修の実施機関 第５(3) の知事が定める研修の実施機関は次に掲げるものとする。 (1)　財団法人兵庫県住宅建築総合センター (2)　財団法人　日本建築総合試験所 (3)　その他知事が定める機関

・附　　則 （施行期日） この要綱は、平成26年10月１日から施行する。 「コンクリート工法に関する指導要綱第８に基づく試験所指定基準」（平成19年４月１日制定）は廃止する。	

（別表）改正後

試験									業務	
試験名	材料	試験項目	試験方法	試験材令	試験回数	試料採取	その他	試験の実施者	工事監理者又は工事監理実務者	工事施工者又は工事施工管理実務者
骨材試験	普通骨材	1 絶乾密度・吸水率・粒度 ※1	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 1102	－	コンクリート工事開始前 1回 工事中 1回／月	レディーミクストコンクリート工場の骨材置場	試料の採取は骨材試験所若しくは工事施工者又は工事施工管理実務者による	骨材試験所 試験結果の工事施工者又は工事施工管理実務者への報告	1）試料採取の立会い（骨材試験所が試料を採取する場合を除く。） 2）資料を試験所に搬入する場合、試料の確認 3）試験項目の3から7までの試験の実施に立会い 4）試験結果の整理・保管 5）指定強度不足の場合の対策 6）試験結果の建築主事又は確認検査員への報告	1）試料の採取、試験体の作成及び試験所への搬入（骨材試験所が試料を採取する場合を除く。） 2）試験項目の3から7までの試験の実施 3）試験結果の工事監理者又は工事監理実務者への報告
		2 アルカリシリカ反応性 ※1	JIS A 1145※2 JIS A 1146※2	－	指示による					
コンクリート試験	まだ固まらないコンクリート	3 スランプ	JIS A 1101	－	1回／日 かつ 1回／150m³	荷卸し地点		工事施工者又は工事施工管理実務者		
		4 空気量	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	－						
		5 単位容積質量（軽量コンクリートのみ）	JIS A 1116	－						
		6 温度	JIS A 1156	－						
		7 塩化物量	JASS 5 T-502	－						
	硬化したコンクリート	8 構造体コンクリートの強度推定のための圧縮強度	JIS A 1108	7日及び28日	同上	同上	現場水中養生を励行すること ※3	コンクリート試験所 試験結果の工事施工者等への報告 ※4		
		9 コア供試体の圧縮強度 ※1	JIS A 1107	指示による						

※1　建築主事又は確認検査員の指示のある場合に行う。
※2　工事に支障をきたすと判断される場合には、早期判定試験によって試験を行ってもよい。
※3　場所打ちコンクリート杭などの地中コンクリート構造物に用いるコンクリートの養生方法は、標準(水中)養生としてもよい。
※4　試験結果が法令で定められた所要の性能を満たさない可能性がある場合には、その情報を速やかに工事施工者等（兵庫県、工事監理者、工事監理実務者、工事施工者又は工事施工管理実務者）へ報告すること。

（別表）現　行

<table>
<tr><th colspan="9">試　　験</th><th colspan="2">業　　務</th></tr>
<tr><th>試験名</th><th>材料</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>試験材令</th><th>試験回数</th><th>試料採取</th><th>その他</th><th>試験の実施者</th><th>工事管理者等</th><th>工事施工者等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">骨材試験</td><td rowspan="2">普通骨材</td><td>1 絶乾密度・吸水率・粒度※1</td><td>JIS A 1109
JIS A 1110
JIS A 1102</td><td>－</td><td>コンクリート工事開始前　1回
工事中　1回／月</td><td>レディーミクストコンクリート工場の骨材置場</td><td>試料の採取は指定試験所又は工事施工者等による</td><td rowspan="2">指定試験所※5

試験結果の工事施工者等への報告</td><td rowspan="12">1）試料採取に立会い

2）指定試験所に搬入する試料の確認

3）3、4、5、6、7の試験の実施に立会い

4）試験結果の整理・保管

5）指定強度不足の場合の対策

6）試験結果の建築主事又は確認検査員への報告</td><td rowspan="12">1）試料の採取及び試験体の作成

2）試料の指定試験所への搬入

3）3、4、5、6、7の試験の実施

4）試験結果の工事監理者等へ報告</td></tr>
<tr><td>2 アルカリシリカ反応性※1</td><td>JIS A 1145※2
JIS A 1146※2</td><td>－</td><td colspan="3">指示による</td></tr>
<tr><td rowspan="10">コンクリート試験</td><td rowspan="5">まだ固まらないコンクリート</td><td>3 スランプ</td><td>JIS A 1101</td><td>－</td><td rowspan="5">1回／日
かつ
1回／150m³</td><td rowspan="5">荷卸し地点</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">工事施工者等</td></tr>
<tr><td>4 空気量</td><td>JIS A 1116
JIS A 1118
JIS A 1128</td><td>－</td></tr>
<tr><td>5 単位容積質量（軽量コンクリートのみ）</td><td>JIS A 1116</td><td>－</td></tr>
<tr><td>6 温度</td><td>JIS A 1156</td><td>－</td></tr>
<tr><td>7 塩化物量</td><td>JASS 5 T-502</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">硬化したコンクリート</td><td>8 構造体コンクリートの強度推定のための圧縮強度</td><td>JASS 5 T-603</td><td>7日及び28日</td><td>同上</td><td>同上</td><td>現場水中養生を励行する事※3</td><td rowspan="2">指定試験所※5
試験結果の工事施工者等への報告※4</td></tr>
<tr><td>9 コア供試体の圧縮強度※1</td><td>JIS A 1107</td><td colspan="3">指示による</td><td></td></tr>
</table>

※1　建築主事又は確認検査員の指示のある場合に行う。
※2　工事に支障をきたすと判断される場合には、早期判定試験によって試験を行ってもよい。
※3　場所打ちコンクリート杭などの地中コンクリート構造物に用いるコンクリートの養生方法は、標準水中養生としてもよい。
※4　試験結果が法令で定められた所要の性能を満たさない可能性がある場合には、その情報を速やかに兵庫県、工事監理者又は工事施工者等へ報告すること。
※5　第6に定める試験の実施機関は知事が指定する機関とする。